

議案第三号

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員 員会	委 員	月額 二四六、〇〇〇円
------------	--------	----------------

付
則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定により引き続き教育長として在職する場合において、教育委員会の委員長が同条第二項の規定により当該委員長として在職する間の報酬については、なお従前の例による。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部改正に伴い、教育委員会委員長の報酬の額に係る規定を削除するため、本案を提出いたします。